

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 31年 4月 1日から 令和 2年 3月 31日まで	法人名	(株) 栃丸商店
------------------	----------------------------------	-----	----------

第七号の三様式

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
		令和2年3月31日	栃木県	とちぎ〇〇推進事業
	受領証から転記します。			
	計		②	500,000

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	① 従業者数 2. 固定資産の価額	③ 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数
--------------	----------------------	--------------------------------

	事業税	道府県民税・都民税		
		分割基準 (単位= (人)、所) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 ※3 (ロ)	従業者の数 (単位= 人) (ハ)
本都道府県分 ③	(1) 12	20,833 円 83,333	1	41,666 円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥	(12) 36		12	

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税		道府県民税・都民税	
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ) ⑦	104,166 円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ) ⑫	41,666 円
控除額 ※1 ⑦×20/100 ⑧	20,833	控除額 ※1 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰ ⑬	2,374
控除対象事業税額 第6号様式⑳又は第6号様式(その2)㉑ ⑨	2,389,300	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100 ⑩	477,860		
控除額 ※1 ⑧と⑩のうち少ない額 ⑪	20,833		
		外形標準課税法人で負担 軽減の控除額がある場合 は、負担軽減適用後の税 額を記入します。	
		控除対象法人税割額 第6号様式㉒又は第6号様式(その2)㉓-第6号の2様式③ ⑱	39,000
		税額控除上限額 ※1 ⑱×20/100 ⑲	7,800
		控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 ⑳	2,374

※1 円未満の端数は切り捨て

※2 計算例 (法人県民税・都民税の場合)

②500,000円÷⑥12=41,666.666... →41,666.66

↑ 分割基準の総数のけた数+1の位を切り捨て

41,666.66×③1=41,666.66 → 41,666 (円未満切り捨て)

※3 法人事業税で分割基準が複数ある場合は、②の特定寄附金の額を按分(事務所数と従業員数なら2分の1)し、分割基準ごとに※2の計算をして併記します。

↑ 東京都の場合